

# 介護保険料!!

## 本来の全額徴収始まる



介護保険は介護をみんなで支える仕組みです（特別養護老人ホームうねとり荘運動会）

高齢者の介護を国民みんなで支えるために生まれた介護保険制度が開始（二〇〇〇年四月）してから一年が過ぎました。介護保険制度については、「広報ふだい」でも三度にわたり、（平成十年十一月号、平成十一年九月号、平成十三年三月号）制度の内容や認定申請などについてお知らせしてきましたが、改めて介護保険制度について簡単に説明したいと思います。

介護をみんなで支えるために生まれた保険制度です。原則として四十歳以上の全員が被保険者（保険の給付を受ける資格のある人）となり、介護保険料を納め、介護や支援が必要と

なったお年寄りを支え、自分が寝たきりや痴ほうなどの介護が必要になったとき、市町村の認定を受けて介護サービスを利用できるものです。

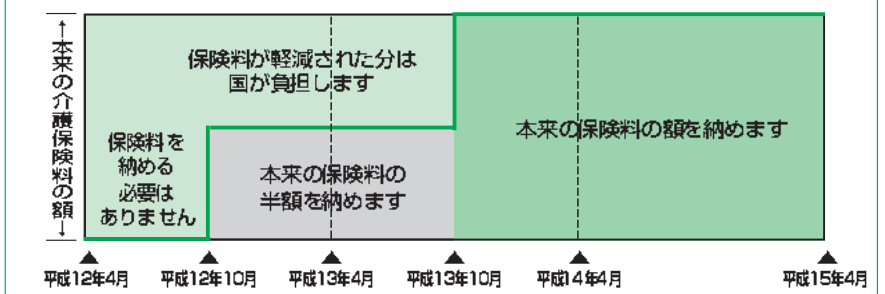
介護保険の費用については、サービスを受ける被保険者自身が助け合いの考えのもとに、保険料を負担するものです。これまで、六十五歳以上の方（第一号被保険者）の介護保険料は、制度を円滑に進めるための特別対策として、本来納める額の半額を国が負担していましたが、十月（本年）からは全額を納めていただくこととなります。本来の介護保険スタートです。

### 65歳以上が対象に！

六十五歳以上の方の介護保険料が十月から、全額徴収（増額ではなく本来額の徴収）となります。介護保険料については、

介護保険の新しいサービスの利用の仕方などに慣れ、理解したうえで保険料を負担していただけるよう、次のような国の特別

図1 ●平成13年10月からは本来の保険料の額を納めていただきます。



対策が取られました。（図1）

第一号被保険者の保険料を平成十二年四月から九月までの半年間は全額国が負担。

十月から平成十三年の九月までは本来の保険料の半額を納めていただき、残る半額は国が負担。

平成十三年十月からは本来の額の保険料を被保険者に納めていただく。

第二号被保険者（四十歳以上